

答申保第75号
令和5年10月10日
(諮問保第93号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和3年5月2日付けで「11月23日付開示請求者が鹿児島県公安委員会に提出した苦情申出書につき、鹿児島県公安委員会苦情処理規程（平成13年5月29日鹿児島県公安委員会規程5）第5条第1項による事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置に関する文書すべて」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和3年5月21日付け鹿相第102号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年6月5日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 令和2年11月23日に警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項に基づき、コインパーキングに係る歩行者専用道路の解除に関する苦情申出をしたが、状況を教えてもらえないまま本日まで経過した。

イ 当該苦情申出の回答を260日程度、悪戯に引き伸ばされており、その理由を実施機関に尋ねるも、全く回答がないので、保有個人情報開示請求を行った。

ウ 本件処分によって開示された対象保有個人情報は、審査請求人が苦情申出書に記載しているものがほとんどで、審査請求人の求めている情報が一切開示されていない。苦情申出に対する経過、対応等は事実行為であり、条例第13条第7号各項目に該当しないことは明らかである。

エ 対象保有個人情報の保有状況及び条例第13条第2号該当性については容認する。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

令和2年11月23日付けで審査請求人が鹿児島県公安委員会に提出した苦情申出書に関して鹿児島県警察で実施した調査結果等を記載した文書中の審査請求人に関する情報

(2) 一部開示決定の理由

ア 対象保有個人情報の保有状況について

諮問実施機関に提出された苦情申出書については、鹿児島県公安委員会苦情処理規程に基づき諮問実施機関で受理された後、諮問実施機関の指示を受けて実施機関が事実関係の調査を行うこととされており、実施機関は、審査請求人が諮問実施機関に提出した苦情申出書に係る事実関係の調査結果等に関する対象保有個人情報を保有している。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

対象情報には、作成者の氏名や決裁欄の印影等が含まれており、これらは審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第13条第2号の「第三者に関する情報」に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 対象情報は、審査請求人の行った苦情申出に対する警察の調査等に関する情報であるが、その中には調査中の苦情に対する評価、判断及び調査の着眼点等に関する情報が含まれており、当該情報を開示することにより、開示した情報を基に、審査請求人から正当な理由なく更なる苦情の申出が繰り返されるなど、苦情の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号の「事務又は事業に関する情報」に該当する。

(イ) 当該情報には、審査請求人の了知情報と思われる情報や検討段階の情報が含まれるが、審査請求人の了知情報と思われる情報であっても、審査請求人が諮問実施機関宛てに提出した苦情申出書には当該情報の記載がなく、審査請求人本人の認識と異なる可能性がある。

また、検討段階の情報である苦情事案調査結果等報告書などは、決裁前の情報を

実施機関が、決裁後の情報を諮問実施機関が保有しており、決裁前の情報と決裁後の情報が異なる場合がある。なお、決裁前の情報と決裁後の情報が同一の場合に開示して、同一でない場合に不開示とした場合は、不開示とした箇所は決裁前の情報と決裁後の情報が同一でないことが審査請求人に伝わってしまうことから、同一であってもなくても同様の対応とした。

審査請求人は、自身の認識や考えに固執し、それにそぐわないことに対しては一切受け入れることなく自身の主張を繰り返しており、令和2年以降計〇件の諮問実施機関宛て苦情を申し出ていることから、当該情報を開示することにより、そのことを端緒に、審査請求人から更なる苦情申出が繰り返され、当該苦情申出の処理はおろか、他の苦情申出の処理もままならず、苦情処理業務の遅延、滞留が発生するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号の「事務又は事業に関する情報」に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年7月5日	諮問を受けた。
8月3日	諮問実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
10月13日	諮問の審議を行った。
令和5年2月22日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
3月22日	諮問の審議を行った。
5月24日	諮問の審議を行った。
8月30日	諮問の審議を行った。
9月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、別表のとおり、審査請求人が諮問実施機関に提出した、「コインパーキングに係る歩行者専用道路の解除に関する苦情申出書」及び「交番員の電話対応に関する苦情申出書」をもとに作成された、当該苦情申出書に係る事実関係の調査及びその結果等に関する文書である。

実施機関は、別表のとおり、本件対象保有個人情報を条例第13条第2号及び第7号に該当するとして一部開示とした。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の取り消しを求めているが、上記2(3)のとおり、反論書において、開示請求の端緒が「コインパーキングに係る歩行者専用道路の解除に関する苦情申出書」である旨並びに実施機関の主張する本件対象保有個人情報の特定及び条例第13条第2号該当性については容認する旨主張していることから、本件対象保有個人情報のうち、別表の文書番号1から13までの不開示情報の条例

第13条第7号の該当性について判断する。

イ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第7号

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

なお、本件対象保有個人情報に係る文書は、実施機関が作成した文書であることから、県の機関が行う事務又は事業に関する情報に該当することは明らかである。

(イ) 本件不開示情報の条例第13条第7号該当性

審査請求人は、「苦情申出に対する経過、対応等は事実行為であり、本件不開示情報は条例第13条第7号各項目に該当しないことは明らかである」と主張しており、それに対して、実施機関は、「当該情報は、調査中の苦情に対する評価、判断及び調査の着眼点等に関する情報であり、その中には、審査請求人の了知情報と思われる情報や検討段階の情報も含まれているが不開示である」と主張していることから、当該情報の不開示情報該当性を検討する。

対象保有個人情報である警察の調査等に関する情報には、調査中の苦情に対する評価、判断及び調査の着眼点等に関する情報が含まれており、開示することにより、当該苦情処理に関する業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、審査請求人の了知情報と思われる情報及び検討段階の情報であっても、審査請求人が令和2年以降計〇件の諮問実施機関宛て苦情を申し出ていることに照らすと、開示することにより、そのことを端緒に、審査請求人から更なる苦情申出が繰り返され、苦情処理業務の遅延、滞留が発生するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるとする実施機関の説明は不合理であるとまでは言えない。

したがって、条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別表) 対象保有個人情報・不開示情報

対象保有個人情報		不開示部分	不開示理由	
案件名			2号	7号
番号	公文書名			
コインパーキングに係る歩行者専用道路の解除に関する苦情申出書				
1	苦情事案受理報告書	「決裁」欄の印影（警部又は同相当職以上の職員を除く。）	○	
2	10 苦情事案調査結果等報告書	「4 申出の要旨」の「○概要（概略）」の一部		○
		「別紙」中の「1 時系列」の一部		
		「別紙」中の「2 苦情に対する調査結果等」の「○○署等の対応」欄	○	○
3	11 公安委員会決裁資料「苦情に対する調査結果」	「別紙」中の「2 苦情に対する調査結果等」の「妥当性等」欄		
		「4 申出の要旨」の「(1)概要（概略）」の一部		○
4, 12	苦情処理結果通知書（案）	「5 結論」		
4, 12	苦情処理結果通知書（案）	「処理の結果」欄の一部		○
5	○○署（歩行者用道路の解除要請）苦情事案の検討結果	「表題」の次の行		○
		項目「1」, 「2」		
6	別紙（「1 時系列」, 「2 苦情に対する調査結果等」）	「1 時系列」の一部		
		「2 苦情に対する調査結果等」の「○○署等の対応」欄	○	○
		「2 苦情に対する調査結果等」の「妥当性等」欄		
7, 8	苦情申し立て者に対する対応について	「作成者」	○	○
		「簡条書」の一部		
9	○○ 歩行者用道路解除要望箇所	「記載事項」の一部		○
13	苦情に係わる事実調査結果について	「決裁欄」の印影（警部又は同相当職以上の職員を除く。）	○	
		「TEL」欄		●
		「簡条書」の一部	○	○
交番員の電話対応に関する苦情申出書				
14	苦情事案受理報告書	「決裁」欄の印影（警部又は同相当職以上の職員を除く。）	○	
15	メモ	「表題」の一部, 項目「1」, 「2」, 「3」		○
16	項目「1」, 「2」が記載されているもの	項目「1」, 「2」		○

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

対象保有個人情報			不開示部分	不開示理由	
案件名				2号	7号
番号	公文書名				
17, 18, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 30	37, 38	別紙「苦情に対する調査結果等」	「対応状況」欄の一部	○	○
			「判断」欄の一部		○
			「欄外」への記載事項		
21, 40		公安委員会決裁資料「苦情に対する調査結果」	「4 申出の要旨」の「(1)概要(概略)」の一部	○	○
			「5 結論」		○
28, 29, 36, 39		苦情処理結果通知書(案)	「処理の結果」欄の一部		○
31, 32, 35		対応状況報告書	「作成者」	○	○
			「本文」の一部		○
			「箇条書」の一部	○	○
33		電話受発用紙	「発信者の所属・職・氏名・電話番号」欄の一部		●
			「受信者の所属・職・氏名・電話番号」欄の一部	○	○
			「内容」欄の一部		
34	42	苦情に係わる事実調査結果について	「決裁欄」の印影(警部又は同相当職以上の職員を除く。)	○	
			「TEL」欄		●
			「箇条書」の一部	○	○
41		「電話内容」に関する書類	「表題」の一部		○
			「作成者」	○	○
			「記載事項」		

(不開示理由)

2号○	条例第13条第2号(第三者に関する情報)に該当 開示請求者以外の個人に関する情報は原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
7号○	条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)に該当 当該情報は、苦情に対する評価、判断及び調査の着眼点等に関する情報で、開示することにより、当該業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
7号●	条例第13条第7号(事務又は事業に関する情報)に該当 内線番号を開示することで、組織内の連絡、事務の調整等、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。